

## 奈井江町及び株式会社ニコン日総プライムの包括連携に関する協定書

奈井江町（以下「甲」という。）と株式会社ニコン日総プライム（以下「乙」という。）は、相互に連携して、地方創生と地域活性化を推進するため、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の緊密な連携と協力により、地域と企業が抱える課題やニーズに合わせた、地方創生と地域活性化を推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し、協力する。

- （1）地方創生の推進に関すること
- （2）生涯活躍のまちの推進に関すること
- （3）関係人口の創出・拡大に関すること
- （4）地域におけるデジタル技術の活用に関すること
- （5）地域活性化起業人等の人材派遣に関すること
- （6）地域再生推進法人の運営に関すること
- （7）その他、地域活性化及び町民サービスの向上に関すること

### （連携窓口）

第3条 前条の連携を円滑かつ効率的に進めるため、甲及び乙にそれぞれ窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも特段の申出がないときは、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協定の見直し）

第6条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月31日

甲 奈井江町長

三 本 英 司

乙 株式会社ニコン日総プライム  
代表取締役 兼 社長執行役員

吉 田 雅 彦